

平成23年第3回由利本荘市議会臨時会（5月）会議録

平成23年5月11日（水曜日）

議事日程第1号

平成23年5月11日（水曜日）午前10時開会

第1．会議録署名議員の指名

第2．会期決定

第3．提出議案の説明

報告第2号から報告第12号まで 11件

議案第93号及び議案第94号 2件

第4．提出議案に対する質疑

第5．提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第6．委員長審査報告

第7．報告第2号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第8．報告第3号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例専決処分報告

第9．報告第4号 平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告

第10．報告第5号 平成22年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第11．報告第6号 平成22年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第12．報告第7号 平成22年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第13．報告第8号 平成22年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第14．報告第9号 平成22年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第15．報告第10号 平成22年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第16．報告第11号 平成22年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第17．報告第12号 平成22年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第18．議案第93号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）

第19．議案第94号 平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（30人）

1番 伊藤岩夫	2番 渡部聖一	3番 佐々木隆一
4番 佐藤譲司	5番 大関嘉一	6番 作佐部直
7番 湊貴信	8番 高橋信雄	9番 若林徹
10番 高橋和子	11番 堀友子	12番 佐藤勇
13番 今野晃治	14番 今野英元	15番 堀川喜久雄
16番 渡部専一	17番 長沼久利	18番 伊藤順男
19番 佐藤賢一	20番 鈴木和夫	21番 井島市太郎
22番 齋藤作圓	23番 佐々木勝二	24番 本間明
25番 佐々木慶治	26番 土田与七郎	27番 佐藤竹夫
28番 村上亨	29番 三浦秀雄	30番 渡部功

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	藤原由美子
副市長	渡部慶一	教育長	佐々田亨三
総務部長	土田隆男	企画調整部長	石川裕
市民福祉部長	猪股健	農林水産部長	佐藤一喜
商工観光部長	渡部進	建設部長	伊藤篤
矢島総合支所長	土田武弥	由利総合支所長	三浦貞一
大内総合支所長	伊藤鋭一	東由利総合支所長	佐々木喜隆
西目総合支所長	菊地弘	鳥海総合支所長	土田修
教育次長	佐々木了三	ガス水道局長	原田和夫
消防長	伊藤敬一		

議会事務局職員出席者

局長	石川隆夫	次長	佐々木智
書記	高橋知哉	書記	石郷岡孝
書記	鈴木司	書記	今野信幸

午前10時01分 開 会

議長（渡部功君） おはようございます。

ただいまより、平成23年5月2日告示招集されました、平成23年第3回由利本荘市議会臨時会を開会いたします。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

さて、今臨時会に、ただいままで提出されました案件は、報告第2号から報告第12号までの11件、並びに議案第93号平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）及び議案第94号平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の計13件であります。

議長（渡部功君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議長（渡部功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、会議録署名議員に、26番土田与七郎君、27番佐藤竹夫君を指名いたします。

議長（渡部功君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、議会運営委員会において、本日1日と定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第3、提出議案の説明を行います。

この際、報告第2号から報告第12号までの11件、並びに議案第93号及び議案第94号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。今市議会臨時会におきましては、専決処分報告及び平成23年度補正予算についての御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、東日本大震災に係る対応についてであります。

国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、未曾有の大被害をもたらした東北地方太平洋沖地震から、本日で2カ月がたちました。

市内では、余震を含め2度の停電はあったものの、直接的な被害は小さく、石油製品を初めとする物資不足の際も市民の皆様の冷静な行動により、大きな混乱はなく、現在はほぼ平常時に戻っております。

しかしながら、太平洋側各地の被害は甚大であり、市といたしましても救援物資の送付に加え、宮城県名取市と福島県いわき市へ業務支援のため計52名の職員を派遣、また、岩手県釜石市と大槌町へ保健師を、ガス水道局でもライフライン復旧支援のため名取市と石巻市へ職員を派遣、消防本部では緊急消防援助隊を派遣してきたところであります。

私自身も4月18、19日に、親子都市であるいわき市に救援物資を届けながら訪問し、同時に気仙沼市、陸前高田市、大船渡市の被災状況を視察してまいりました。各市の被害の状況は想像を絶するものであり、改めて防災体制の一層の強化・充実に向けた取り組みの必要性を認識したところであります。

また、市民の皆様には、多くの救援物資や義援金をお寄せいただいたところであり、その善意に対し、改めて感謝申し上げる次第であります。

本市では4月以降、元市職員で構成しております被災者受入支援チームを中心として被災者の受入支援を行ってきておりますが、5月1日には、被災者同士の交流と情報交換を目的に被災者ふれあいのつどいを開催し、郷土料理の昼食を挟みながら交流会を実施したところであります。

一方で、徐々に転出する方もおり、3月24日には最大52世帯、152名の方が避難していましたが、昨日時点では35世帯、91名となっております。

各宿泊施設や地域の皆様の御協力に感謝申し上げますところではありますが、被災地の状況がいまだに流動的であることも踏まえ、受入体制を継続し、復興を支援してまいりたいと存じます。

次に、地域経済の状況についてであります。

東日本大震災の影響から流通網の混乱が生じ、燃料や食料品などの生活物資の不足を招くなど、市民生活も大きな影響を受けました。

また、本震や余震による停電、さらに、実施には至らなかったものの計画停電の影響により、一時的に企業の生産活動が停滞いたしました。その後、約1週間から10日で稼働が再開されております。

このような中、主力の電子部品では、多機能携帯電話やタブレット型端末向けの生産が堅調であり、また、通信機器や自動車の世界的な需要増を背景に、関連部品の販売も増加しております。

しかしながら、全般的には昨年後半からの円高と、その後の東日本大震災による影響を受けて、回復基調にありました生産動向が減少に転じてきており先行きが懸念されておりますが、市といたしましては、融資制度における金利の一部を補給するなど、中小企業を支援してまいります。

次に、地域の雇用情勢についてであります。

3月末日現在の有効求人倍率は0.39倍で前月と変わりがなく、相変わらず厳しい状態が続いております。

また、今春の高校卒業者の3月末日の動向であります。ハローワーク本荘管内の就職希望者は257人であり、そのうち192人が県内就職希望者であります。

一方、求人数であります。県内求人が243人、県外求人が220人で合計463人です。

なお、就職状況につきましては、県内が187人で率にして98.1%、県外が65人で率にして100%であり、合わせて前年度より1.8%増の98.1%となっており、未就職者は5人となっております。

次に、全国高校総体のヨット競技開催についてであります。

全国高校総体につきましては、先月25日の全国高校体育連盟による正式開催の決定を受け、市実行委員会を中心に本格的な準備作業を進めているところであります。

これに加え、このたびの東日本大震災による津波被害により、岩手県宮古市でのヨット競技の開催が不可能となったことから、4月22日、代替として本市の本荘マリーナ沖での開催が決定しております。

ヨット競技の会期は、8月16日から20日までの5日間を予定しており、サッカー競技、ソフトボール競技とともに、現在、準備を進めておりますので、議員各位初め関係団体などからの御協力をお願いするものであります。

次に、先般の臨時職員の不祥事について御報告申し上げます。

職員の交通事故防止及び綱紀保持については、日ごろより徹底し、大型連休の前にも再通知したところでありますが、飲酒運転による交通事故という今回の事態は、臨時職員だからといって許されるものではなく、大変重く受けとめております。

今後、事実関係を確認し、厳正に対処してまいりたいと考えております。市民皆様の信頼を損ねましたことを深くおわび申し上げます。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第3回市議会臨時会に提出いたします案件は、専決処分報告11件、予算関係2件の計13件であります。

初めに、報告第2号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これにつきましては、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額の改正を行うに当たり、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第3号由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これは松ヶ崎第2地区親川クリーンセンター及び中帳地区農業集落排水施設が4月1日から供用開始となることから、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第4号から報告第12号につきましては、平成22年度各会計補正予算の専決処分報告であります。

これらの補正予算は、年度末において、精査・確定した歳入及び歳出各項目の補正が主なものであります。

初めに、報告第4号一般会計補正予算（専決第6号）であります。市税や地方交付税、国・県支出金などの精査・確定と、それに関連する歳出の補正が主なもので、地域雇用創出推進基金に2億円を積み立てるほか、予備費において収支の調整を図り、歳入歳出それぞれ7億545万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ548億6,647万7,000円としたものであります。

次に、各特別会計補正予算の専決処分報告であります。

報告第5号国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）では、国・県支出金などの確定により、歳入歳出それぞれ3億1,713万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ101億9,295万3,000円としたものであります。

報告第6号情報センター特別会計補正予算（専決第1号）では、管理費用の確定により、歳入歳出それぞれ234万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億4,325万円としたものであります。

報告第7号介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）では、運営費などの確定により、歳入歳出それぞれ60万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ10億6,446万円としたものであります。

報告第8号下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）では、維持管理費の確定により、歳入歳出それぞれ667万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ25億9,605万4,000円としたものであります。

報告第9号集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）では、維持管理費と事業費の確定により、歳入歳出それぞれ867万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ23億2,739万9,000円としたものであります。

報告第10号簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）では、維持管理費と事業費の確定により、歳入歳出それぞれ575万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ13億1,290万2,000円としたものであります。

報告第11号スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）では、事業収入及び管理費等の確定により、歳入歳出それぞれ304万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億6,306万3,000円としたものであります。

報告第12号北内越財産区特別会計補正予算（専決第1号）では、繰越金の確定により歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ2万1,000円としたものであります。

以上が平成22年度由利本荘市各会計補正予算の専決処分報告であります。

なお、補正予算の専決処分概要につきましては、お手元に配付しております専決概要を御参考願いたいと存じます。

次に、議案第93号平成23年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。

このたびの補正予算につきましては、東日本大震災に伴い、県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用した被災者の就業支援や商工業者支援に要する予算の追加が主なものであります。

主な内容といたしましては、総務費では、被災者就業支援として、事務補助員雇用費用を追加しようとするものであります。

民生費では、被災者就業支援として、公立・私立の保育園補助員雇用費用を追加しようとするものであります。

農林水産業費では、被災者就業支援として、事務補助員雇用費用のほか、県道工事に伴う支障木伐採費用並びに地震被害復旧に要する集落排水特別会計繰出金を追加しようとするものであります。

商工費では、被災者就業支援として、観光イベント補助員、観光情報発信補助員の雇用費用のほか、商工業者地震復旧支援資金の利子補給費及び第三セクター備品購入補助金を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源としては、県支出金や諸収入のほか、一般財源分を繰越金で調整するもので、歳入歳出それぞれ3,965万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ446億9,896万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第94号平成23年度集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

東日本大震災により地盤沈下した西目地域処理場の復旧費用を追加しようとするものであり、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億4,537万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御参考願いたいと存じます。

以上が第3回市議会臨時会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡部功君） これにて提出議案の説明を終わります。

議長（渡部功君） 日程第4、これより提出議案に対する質疑を行います。

提出議案に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時22分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより報告第2号から報告第12号までの11件、並びに議案第93号及び議案第94号の2件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議長（渡部功君） 日程第5、提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午後 4時52分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長いたします。

議長（渡部功君） 日程第6、これより報告第2号から報告第12号までの11件、並びに議案第93号及び議案第94号の2件の計13件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。28番村上亨君。

【総務常任委員長（村上亨君）登壇】

総務常任委員長（村上亨君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

このたびの臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告3件、補正予算1件の計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりでありませんが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第4号平成22年度一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第1款から5款、7款、8款、10款、12款から18款、20款、歳出第2款、7款、9款、12款、14款及び地方債補正の変更であります。その主なものについて御報告申し上げます。

歳入については、市税・地方交付税、国・県支出金などの精査・確定に伴う補正であり、10款地方交付税については、6億1,041万8,000円を増額したものであります。

歳出については、事業費の確定及び年度末精査による補正が主なものであり、2款総務費で地域雇用創出推進基金に2億円を積み立てしたほか、収支の調整のため、14款予備費を8億9,131万6,000円増額したものであります。

また、地方債補正では、8事業の市債の確定により起債限度額を変更したものであります。

次に、報告第6号平成22年度情報センター特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては、有線テレビの負担金・使用料の減額、一般会計繰入金の減額が主なものであり、歳出においては、光熱水費などの一般管理費を減額したものであり、歳入歳出それぞれ234万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を3億4,325万円としたものであります。

次に、報告第12号平成22年度北内越財産区特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。これは、前年度繰越金の確定により歳入において繰越金を増額したことに伴い、歳出において積立金を増額したものであり、歳入歳出それぞれ5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を2万1,000円としたものであります。

以上、3件の専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第93号平成23年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第19款、歳出第2款であります。

歳入については、歳出に係る一般財源分として19款繰越金を1,855万6,000円増額するものであります。

歳出については、2款総務費において、東日本大震災の被災者就業支援として、県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用し、事務補助員5名分の雇用費用763万5,000円を追加するものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長長の報告を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

教育民生常任委員長（長沼久利君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告4件、補正予算1件の計5件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第2号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告についてありますが、これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金分の課税限度額を10万円から12万円に変更するため、関係条文を整備したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第4号平成22年度一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告についてありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から16款、18款、20款、21款と、歳出2款から4款、9款、10款についてであります。

全般的に歳入につきましては、国・県支出金等の確定及び年度末精査による補正であり、歳出につきましては、事業費の確定及び年度末精査による補正であります。その主なものについて御報告申し上げます。

まず、歳入11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定による減額であります。

12款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、焼却場使用料の増額、直根診療所及び笹子診療所使用料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金及び安全・安心な学校づくり交付金の増額、新型インフルエンザ予防接種補助金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、保険基盤安定制度負担金の増額、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金及び緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入は、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入の増額であります。

18款繰入金は、地域雇用創出推進基金繰入金の減額であります。

20款諸収入では、福祉医療費返還金及び有料指定ごみ袋売上代の増額、地域支援事業受託収入の減額が主なものであります。

21款市債では、ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債及び中学校耐震補強事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてありますが、2款総務費では、1項11目交通安全対策費において、精査による減額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、介護資格取得・介護労働力確保事業費、福祉医療支給事業費及び障がい者自立支援費の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費において、保育所入所措置事業費の増額、各保育園運営費の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、生活保護事務費の減額、4項災害救助費において、被災者見舞金支給費の減額が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、母子保健事業費、健康増進事業費及び感染症等予防対策費の減額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、有料指定ごみ袋作製管理委託料、本荘処理センター及び鳥海処理センター管理費の減額が主なものであります。

9款消防費では、1項消防費において、消防団活動費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、スクールバス運行事業費及び教育研究所費の減額が主なものであります。

また、2項小学校費及び3項中学校費においては、学校一般管理費及び教育振興推進事業費の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、幼稚園就園助成事業費の減額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、地域社会教育施設等管理費及び公民館管理費の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、体育施設管理維持費及び給食運営管理費の減額が主なものであります。

次に、報告第5号平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては、国・県支出金等の確定による療養給付費等負担金及び財政調整交付金の増額、一般会計繰入金が増額が主なものであり、歳出では、国・県支出金等の確定による財源更正、精査による高額医療費共同事業拠出金の減額、予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ3億1,713万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を101億9,295万3,000円としたものであります。

次に、報告第7号平成22年度介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては、鳥寿苑施設介護サービス費収入の減額であり、歳出では、事業費の確定による鳥寿苑施設介護サービス費の減額、予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ60万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を10億6,446万円としたものであります。

以上、御報告申し上げました3件の補正予算専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第93号平成23年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出3款についてであります。

これは、東日本大震災の被災避難児童に対する保育環境整備のため、県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用し、中央保育園及び岩谷保育園において、それぞれ保育補助員1名分の雇用費用を追加するものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。12番佐藤勇君。

【産業経済常任委員長（佐藤勇君）登壇】

産業経済常任委員長（佐藤勇君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告2件、補正予算1件の計3件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第4号平成22年度一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告であります。

本補正予算は、年度末において、各事業等の精査・確定による補正であり、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、農林水産施設災害復旧事業費分担金の減額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、市内各農業施設及び観光施設使用料の減額であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額のほか、農林水産各事業及び災害復旧事業に係る補助金の増減額であります。

16款財産収入につきましては、立木売却収入の増額、家畜や牧草等の生産物売却収入の増減額であります。

18款繰入金につきましては、公共投資臨時交付金を治山事業に充当したことによる地域雇用創出推進基金繰入金の増額であります。

20款諸収入につきましては、西目地域送電線下支障木伐採補償費の増額や岩城風力発電施設の落雷被害保険収入の増額が主なものであります。

21款市債につきましては、農地農業用施設及び林道に係る災害復旧事業債の減額であります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、委員報酬等の減額が主なものであります。

3目農業振興費では、新規需要米生産体制緊急整備事業費補助金、農業生産施設等豪雪災害復旧事業費補助金及び中山間地域等直接支払事業費補助金の減額が主なものであります。

4目農業施設費は、市内各農村交流施設及び農産加工施設等管理費の減額であります。

5目畜産業費では、優良雌牛保留対策事業費補助金の減額が主なものであります。

6目畜産業施設費は、放牧場及び畜産センター等の運営費の減額であります。

7目農地費では、土地改良に要する経費の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、民有林造林促進事業費補助金及び治山事業費の減額が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、地域水産物供給基盤整備事業費の減額が主なものであります。

7款商工費1項商工費につきましては、2目商工振興費では、中小企業融資斡旋資金利子補給金の減額が主なものであります。

3目工業振興費では、企業誘致促進事業費及び地域エネルギー事業費の減額が主なものであります。

5目観光費では、ふるさと・緊急雇用対策事業委託料に係る観光振興費や観光基盤整備事業費の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、市内各観光施設の運営費の減額が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、林道災害復旧事業費及び農地農業用施設災害復旧事業費の減額が主なものであります。

次に、報告第11号平成22年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。これは、矢島スキー場の今年度の営業終了に伴う精算によるもので、歳入においては、震災の影響などもありリフト収入の減額、歳出においては、賃金及び公課費のスキー場管理費の減額で、歳入歳出それぞれ304万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億6,306万3,000円としたものであります。

以上、2件の補正予算に係る専決処分につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第93号平成23年度一般会計補正予算（第2号）であります。当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず歳入であります。15款県支出金につきましては、東日本大震災による被災者支援のため、6事業で10名の雇用を予定する緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の追加であります。20款諸収入につきましては、市の公有林伐採補償費の追加であります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費につきましては、被災者就業支援に係る事務補助員の雇用費用のほか、県道冬師西目線災害防除工事に伴う支障木伐採に係る市の公有林管理費の追加であります。

7款商工費につきましては、被災者就業支援に係る観光イベントサポート事業及び観光ブランド情報発信事業の雇用費用、第三セクター大内町交流センターの備品購入費補助金の追加のほか、東日本大震災について、物的な損害のみならず、インフラや流通網の混乱等により経営に支障を来している県内中小企業者に対し円滑な資金提供を行うため、県が創設した東北地方太平洋沖地震復旧支援資金の借入者に利子補給事業を実施し、市内中小企業者の事業活動の支援に要する経費を追加するものであります。なお、助成額については、県が設定した金利1.5%のうち0.5%相当分とし、助成期間については、利息返済開始時から3年間とするものであります。

次に、債務負担行為であります。さきに述べました東北地方太平洋沖地震復旧支援資金利子補給について、期間を平成24年度から26年度までの3カ年、限度額を3,000万円として設定するものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。24番本間明君。

【建設常任委員長（本間明君）登壇】

建設常任委員長（本間明君） 建設常任委員会の審査結果を御報告申し上げます。

今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告5件、補正予算2件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、報告第3号集落排水施設条例の一部を改正する条例専決処分報告についてあります。これは本荘地域の松ヶ崎第2地区親川クリーンセンター及び大内地域の中帳地区農業集落排水施設について、4月1日から供用開始になることに伴い、別表に処

理施設として追加するため、3月31日付で専決処分を行ったものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第4号平成22年度一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款、18款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

主な内容は、年度末において確定しました歳入及び歳出各項目の補正であります。

まず歳入において、14款国庫支出金では、公営住宅建設事業費補助金及び道路橋梁費に係る地域活力基盤創造交付金などの減額、臨時市町村道除雪事業費補助金の増額であります。

15款県支出金では、道路維持費に係る緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額及び県道除雪委託金の増額などであります。

18款繰入金では、地域雇用創出推進基金繰入金の減額であります。

21款市債では、公営住宅建設事業債の増額及び公共土木施設災害復旧事業債の減額であります。

次に、歳出において、4款衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金及び簡易水道事業特別会計への繰出金の減額などあります。

6款農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の減額であります。

8款土木費では、事業精査による道路維持事業費や除排雪費、まちづくり交付金事業費、住宅・建築物に係る耐震改修事業費等の減額及び組み替え補正、橋梁新設改良費での財源更正のほか、下水道事業特別会計への繰出金の減額などあります。

11款2項公共土木施設災害復旧費では、地方債の減額に伴う財源更正であります。

次に、報告第8号平成22年度下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入においては、精算見込みにより下水道費負担金及び下水道使用料を増額、一般会計繰入金を減額し、歳出においては、処理施設維持管理費の確定により、総務管理費を減額したものであり、歳入歳出それぞれ667万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億9,605万4,000円としたものであります。

次に、報告第9号平成22年度集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入においては、精算見込みによる一般会計繰入金の減額及び事業費確定に伴う市債の減額などであり、歳出においては、処理施設維持管理費や各地区での事業費の確定により総務管理費及び集落排水事業費を減額したものであり、歳入歳出それぞれ867万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を23億2,739万9,000円としたものであります。

また、地方債補正であります。事業確定により農業集落排水事業の起債限度額を減額変更したものであります。

次に、報告第10号平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入においては、精算見込みによる一般会計繰入金の減額、東由利簡易水道第三配水池に係る水道設備等の罹災に伴う共済金など雑入の増額、及び亀田簡易水道事業費の確定に伴う市債の増額などであり、歳出においては、施設管理費や岩城簡易水道整備事業費の確定により、総務管理費及び施設整備費を減額したものであり、歳入歳出それぞれ575万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を13億1,290万2,000円

としたものであります。

また、地方債補正であります、事業確定により簡易水道事業の起債限度額を増額変更したものであります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、平成23年度各会計の補正予算の案件であります。

初めに、議案第93号一般会計補正予算（第2号）であります、当常任委員会に審査付託になりました歳出6款農林水産業費では、1項8目集落排水事業費において、集落排水事業特別会計への繰入金を増額しようとするものであります。

次に、議案第94号集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります、歳入では、一般会計繰入金を増額であり、歳出では、東日本大震災による西目地域の排水処理施設周辺の地盤沈下とそれに伴う避雷針移設等に係る復旧費用を追加するものであり、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億4,537万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計及び特別会計の計2件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・議案についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、報告・議案を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、報告・議案の件名は、必要と認めるときは、朗読を省略または簡略したいと思ひますので御了承願ひます。

議長（渡部功君） 日程第7、報告第2号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

3番（佐々木隆一君） 報告第2号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告に反対の立場から申し述べます。

高過ぎる国民健康保険税が全国どこでも大きな問題となり、一斉地方選挙でも大争点となりました。

政府は、3月25日に国保税の課税限度額を4万円引き上げること盛り込んだ改正政令を閣議決定しました。課税限度額が、医療給付費分が50万円から51万円、後期高齢者支援金分が13万円から14万円、介護納付金分が10万円から12万円に引き上げられ計77万円になるようであります。

政府では、中間所得層の負担軽減を図るとのことです。国保税は、加入者の低所得化や医療費の増加に伴い、中間所得層にしわ寄せが来ているとしています。このため厚労省は、この層の負担を緩和しようと昨年に引き続き、2年連続の課税限度額4万円の引き上げに至ったようであります。

合併前の町役場の担当課では、国保税の課税限度額に関連して、「高い人たちの保険税を抑えて、まけてやっているんだ」、このように言った職員もおりましたが、そのような役割を果たしているのもまた事実でありましょう。

しかしながら、平成元年の42万円の課税限度額から、毎年のように引き上げをしてきており、平成12年からは介護納付金分が始まり、20年からは後期高齢者支援金分が始まり、本年度の77万円は、平成元年の倍近い金額になり、国保加入者の所得低下が進んでいる中、毎年のように上がり続ける保険税に市民の負担は大変であります。

本市では、約800万円の引き上げ対象額の様であります。国では、中間所得層の負担軽減を図るとしていますが、本市では、そのようにはなっていないような感じであり、住民の暮らしと健康、権利を守る国保制度にしていくために、国民的な協同を広げていきたいと考えるものであります。国の改正政令とはいえ、担当課の皆さんには、難儀をかけることになりませんが、本報告には賛成できない旨表明し、反対討論といたします。

以上であります。

議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって報告第2号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第8、報告第3号集落排水施設条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第9、報告第4号平成22年度一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第10、報告第5号平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告から日程第17、報告第12号平成22年度北内越財産区特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告までの8件の各特別会計補正予算専決処分報告を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第5号から報告第12号までの8件は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第18、議案第93号平成23年度一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第93号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第19、議案第94号平成23年度集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第94号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今臨時会において議決されました議案等において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（渡部功君） 以上をもって今臨時会の付議事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第3回由利本荘市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 5時38分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 土 田 与七郎

議 員 佐 藤 竹 夫